

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年6月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

令和4年度世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査支援業務委託

(2) 目的

老人福祉法第20条の8第1項、介護保険法第117条第4項及び第5項の規定に基づき、世田谷区が高齢者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等を把握し、令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とする、第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定における基礎資料とする。

(3) 業務内容

世田谷区内在住の介護保険被保険者及び区内介護事業者の実態把握のための区の調査を支援する業務を行うこと。

実態把握の企画立案及び実態把握項目の設定支援

実態把握のための調査票の作成

調査票の発送、問合せ対応

集計及び分析

報告書の作成

(4) 履行期間

契約締結日（令和4年9月上旬）から令和5年3月24日まで

2 提案限度額

10,890,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 令和元年度以降、人口20万人以上の基礎自治体から福祉施策に関する社会調査業務を受託し、実施した実績があること。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 運営方針

(2) 高齢社会及び介護保険制度への理解

(3) 実態把握業務の有効性

- (4) 情報セキュリティ対策
- (5) 実施体制・プロジェクト管理
- (6) 法人の実績
- (7) 見積金額の妥当性

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 担当 森田、村田、衛藤

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所分庁舎(ノバビル)3階

電話 03-5432-2768 FAX 03-5432-3085

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 令和4年6月15日(水)~令和4年6月28日(火)正午

場所 上記(1)に同じ

方法 希望者に無償配付する(世田谷区のホームページからダウンロード可)。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 令和4年6月28日(火)正午まで(必着)

場所 上記(1)に同じ

方法 持参に限る。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期間 令和4年7月27日(水)正午まで(必着)

場所 上記(1)に同じ

方法 持参に限る。

提案書副本と見積書はPDFデータもメールで提出すること。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6の(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

(8) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

(9) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(10) 詳細は提案要求説明書による。

以上